

大分類	開発行為	中分類	総記	小分類	法令・通達・規則			
記号番号	17文 都計 第 395号	処	収 受	平成 年 月 日				
保存年限	1・3・5・10・長期()	理	起 案	平成 17年 11月 17日				
浄書	照合	公印取扱	発 送	決 定	平成 17年 11月 18日			
				施 行	平成 年 月 日			
先方の文書	第 号 平成 年 月 日	取扱・施行上の注意						
事	開発許可に関する運用指針の策定について							
案	上記のことについて、裏面のとおり決定（供覧）する。							
決定権者	甲 区長 乙 助役 丙 部長 丁 課長	審 議	助 役	部 長	課 長	係 長	文書係長	行政情報管理補助者
			---	---	小野	酒井	---	露崎
協議	部長 土木 田	課長 管理 須	課長 建築 海老沢	指導課長 野	部長 調整 井	課長 土木用地 藤	係長 建築 藤	審 査
	部長	課長	課長	部長	課長	課長	課長	課長
決定後供覧	部長	課長	課長	部長	課長	課長	課長	課長
	部長	課長	課長	部長	課長	課長	課長	課長
都市計画			都市計画担当			氏名 篠原 勝		
計画調整			氏名			内線 2905		
添付物								

情報公開第一次判定			個人情報保護に関する第一次判定・根拠等			
第三者請求	法人等自己請求	自然人開示請求	収 集 等			
全一時全 公非非非	全一時全 公非非非	全一時全 公非非非	収集禁止事項	条例第7条第 号		
			本人直接収集	条例第8条第1項		
			本人以外収集	条例第8条第2項第 号		
条例第7条 第 号	条例第8条 第 号	条例第16条第 3項第 号	目的外利用	条例第14条第1項（同意）		
			“	条例第14条第2項第 号		
特記事項			公開状況等			

道路廃止、道路拡幅及び盛土に係る運用指針

17文都計第395号

平成17年11月18日

(目的)

第1条 この運用指針は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発行為による道路廃止、道路拡幅及び盛土に関して必要な事項を定めることにより、適切な土地利用を図り、もって良好な市街地環境の保全と市街地の健全な発展に資することを目的とする。

(道路の廃止)

第2条 通り抜け道路の廃止は、認めない。ただし、既存道路の一部又は全部を廃止し、新たに道路を築造する場合で、次に掲げる条件を満たすものは、この限りでない。

- (1) 廃止により、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第1項の規定に抵触する敷地を生じないこと。
 - (2) 新たに築造する道路の幅員が廃止する道路幅員以上あること。
 - (3) 土地の利用上道路を廃止することに合理性があり、現在の道路状況に比べて安全性、利便性等が十分確保され、地域への貢献が認められること。
 - (4) 道路の廃止が文京区都市マスタープラン（平成8年7月）、まちづくり計画等に沿っていること。
- 2 前項ただし書以外の場合の通り抜け道路の一部又は全部の廃止は、周囲の状況により、やむを得ないと認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するものに限り、これを認める。
- (1) 次に掲げる条件を満たすもの
 - ア 廃止する道路が、法第42条第2項の道路であり、人の通行が少なく、車両の通行がない状況にあること。
 - イ 廃止により、法第43条第1項の規定に抵触する敷地を生じないこと。
 - ウ 廃止する道路と近接する他の道路があり、道路の廃止により近接する道路に与える影響がほとんどないこと。
 - エ 道路の一部廃止の場合は、残存する行き止まり道路の延長が35メートル以下で、現況道路の幅員以上の屋外通路を設けるなど、代替措置を講じること。
 - オ 土地の利用上道路を廃止することに合理性があり、現在の道路状況に比べて安全性、利便性等が十分確保され、地域への貢献が認められること。
 - カ 道路の廃止が文京区都市マスタープラン、まちづくり計画等に沿っていること。
 - (2) 前号の条件を満たす道路以外の道路で、次に掲げる条件を満たすもの
 - ア 道路の形状がL字型、U字型等で、他の道路との連続性がないこと。
 - イ 廃止する道路が開発区域内にあること。

ウ 全延長を廃止すること。

エ 廃止により、法第43条第1項の規定に抵触する敷地を生じないこと。

オ 土地の利用上道路を廃止することに合理性があり、現在の道路状況に比べて安全性、利便性等が十分確保され、地域への貢献が認められること。

カ 道路の廃止が文京区都市マスタープラン、まちづくり計画等に沿っていること。

3 行き止まり道路の一部又は全部の廃止は、次に掲げる条件を満たすものに限りに、これを認める。

(1) 周囲の状況により、廃止がやむを得ないと認められること。

(2) 廃止により、法第43条第1項の規定に抵触する敷地を生じないこと。

(3) 廃止により、周囲の道路に与える影響がほとんどないこと。

4 前3項の規定にかかわらず、市街地再開発事業等により、大規模な区域において計画的な整備を行う場合は、道路の一部又は全部の廃止を認める。

(へび玉状道路の築造の禁止等)

第3条 前面道路を部分的に拡幅すること（いわゆるへび玉状道路とすること。）は、認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 道路の拡幅が文京区都市マスタープラン、まちづくり計画等に沿っていること。

(2) 「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準（16文都計第244号）1-3-1-2-2（2）に基づいて、開発区域の前面道路の中心線から3メートル（道路を新設する場合は3.25メートル）セットバックするもの。

2 前項以外の場合で前面道路を拡幅するときは、拡幅後の道路の幅員をもって、それ以上の幅員の道路まで連続して接続させなければならない。

3 前面道路を部分的に延長することは、認めない。ただし、周囲の土地の利用の現況及び将来の見通しを勘案して、環境の保全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(盛土)

第4条 盛土をする場合には、次の各号のいずれかに該当するものに限りに、これを認める。

(1) 敷地や周囲の状況等に配慮した合理性のある盛土で、地盤面を操作するなど、意図的な盛土でないこと。

(2) 現況地盤面から30センチメートル以下の盛土で、整地の範囲内であること。